

## セーフティネット保証4号の発動を踏まえた対応を実施します

**認定申請受付を開始**

**別枠で保証料全額助成の融資メニューを創設**

令和元年台風第15号による災害の影響に関し、売上高等が減少している中小企業者への資金繰り支援措置として、横浜市が国のセーフティネット保証4号の適用を受ける地域に本日指定されました。これに伴い、セーフティネット保証4号の認定申請受付を開始するとともに、26日（木）から「横浜市金沢産業振興センター」内に、当該保証の認定申請を受け付ける窓口を新たに設置します。

また、この認定を取得した方向けの制度融資メニュー「台風第15号対策特別資金（セーフティネット保証4号型）」を創設します。このメニューでは、通常の保証限度額とは別枠で、最大2億8,000万円の利用が可能となるほか、信用保証料についても、融資額3,000万円を上限として原則横浜市が全額助成します。

### 1 セーフティネット保証4号の認定申請受付について

セーフティネット保証の認定申請窓口である「横浜メディア・ビジネスセンター」に加え、9月26日（木）から「横浜市金沢産業振興センター」内にセーフティネット保証4号に係る現地認定申請窓口を新たに設置し、当該保証の認定申請を受け付けます。

#### 現地認定申請窓口（9月26日（木）から）（認定書の交付は翌営業日の午前10時以降）

場 所：横浜市金沢区福浦1-5-2 横浜市金沢産業振興センター2階

受付時間：平日 午前9時～午後3時30分

※認定要件を満たす場合は、同窓口において翌営業日の午前10時以降から認定書を交付します。

認定対象：セーフティネット保証4号のみ

#### 横浜メディア・ビジネスセンター認定窓口（認定書の交付は当日）

場 所：横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階

電話：045-662-8931 ファックス：045-651-3518

受付時間：平日 午前8時45分～午後4時

認定対象：全てのセーフティネット保証（1号～8号）

#### ※申請手続・必要書類について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/nintei/safety.html#safety4gou>

### 2 認定を取得した方向けの融資メニューについて

セーフティネット保証4号の認定を取得した方向けの融資メニューとして、「台風第15号対策特別資金（セーフティネット保証4号型）」を創設します。

#### <「台風第15号対策特別資金（セーフティネット保証4号型）」の主な特徴>

～9月27日（金）から～

◎通常の保証限度額とは「別枠」で最大2億8,000万円の利用が可能

◎信用保証料は横浜市が全額助成（例外あり。詳細は次ページ参照）

◎融資期間1年以内の融資利率は制度融資で最も低利

◎据置期間は制度融資で最長の24か月以内

◎融資期間は「セーフティネット特別」よりも長期

**【制度概要】「台風第15号対策特別資金（セーフティネット保証4号型）」の概要**

資金名	「台風第15号対策特別資金 (セーフティネット保証4号型)」	【参考】 「セーフティネット特別」
融資対象者	令和元年台風第15号による災害に関して、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく認定を受けた方	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく認定を受けた方
融資額	2億8,000万円以内	2億8,000万円以内
融資利率	<b>1年以内 年0.8%以内</b> <b>3年以内 年1.2%以内</b> <b>5年以内 年1.4%以内</b> <b>10年以内 年1.6%以内</b> 10年超 年2.0%以内	年1.7%以内
資金使途 融資期間	<b>運転資金 10年以内</b> <b>設備資金 15年以内</b>	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
据置期間	<b>24か月以内</b>	12か月以内
信用保証料 助成等	<b>横浜市が全額助成</b> 横浜市の全額助成（借換え分を除く）は融資額3,000万円を上限とする。  融資額3,000万円超分については、 <b>横浜市信用保証協会が保証料を0.1%割引</b>	保証料助成なし

**【参考】セーフティネット保証4号の概要**

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度です。

**<対象中小企業者（認定要件）>**

- (1) 指定地域（横浜市）において1年以上継続して事業を行っていること。
- (2) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。  
(売上高等の減少について、横浜市長の認定が必要)

お問合せ先	
(セーフティネット保証4号の認定及び融資メニューに関すること)	
横浜市 経済局金融課長 長谷川 政男	Tel 045-671-2586
(保証料の0.1%割引に関すること)	
横浜市信用保証協会 経営企画課長 松岡 真樹	Tel 045-662-6622

※ 本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。